様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第１面)

産業廃棄物処理計画書

２０２６年６月２９日

群馬県知事　殿

提出者
住　　所　群馬県前橋市表町２－２３－１３
氏　　名　鹿島建設株式会社　関東支店
群馬建築工事事務所　所長　岡庭　徹
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号　027-225-1110



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鹿島建設株式会社　関東支店　群馬建築工事事務所
事業場の所在地	群馬県前橋市表町２－２３－１３
計画期間	2026年４月１日 ～ 2027年３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①　事業の種類	建設業（Ｄ０６　総合建設業）
②　事業の規模	２００億円余
③　従業員数	約８０人
④　産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙、計画書のとおり

(日本工業規格　Ａ列４番)

<table>
<tr><td colspan="3">産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</td></tr>
<tr><td colspan="3">（管理体制図）
別紙、計画書のとおり。</td></tr>
<tr><td colspan="3">産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="2">① 現状</td><td colspan="2">【前年度（2025年度）実績】
産業廃棄物の種類
排出量
別紙、計画書のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">（これまでに実施した取組）
群馬地区管内の工事事務所に対し、企業倫理に基づいたコンプライアンスの徹底を図るとともに、工事において発生する廃棄物の抑制・再使用・リサイクル方法または処分の検討等の教育・指導を行い、その展開と実施状況の確認等を行っている。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②計画</td><td colspan="2">【目標】
産業廃棄物の種類
排出量
別紙、計画書のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">（今後実施する予定の取組）
これまで行ってきた上記の取組みを継続するとともに、委託している処分場の状況確認を定期的に行い、事業活動における環境事故の予防的対応の促進に努める。
また建設工事から発生する廃棄物を分別する事によりできる限り削減できるよう指導する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">産業廃棄物の分別に関する事項</td></tr>
<tr><td>①現状</td><td colspan="2">（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
分別可能なものは分別し、混合廃棄物の発生量を削減する。</td></tr>
<tr><td>② 計画</td><td colspan="2">（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
上記の取組みを継続して実施する。
最終処分率３％未満。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（　　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>――――――</td><td>――――――</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った
産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
――――――――――――――――――――</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>――――――</td><td>――――――</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う
産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
――――――――――――――――――――</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①現状</td><td colspan="3">【前年度（　　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>――――――</td><td>――――――</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った
産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した
産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
――――――――――――――――――――</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>――――――</td><td>――――――</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う
産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する
産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
――――――――――――――――――――</td></tr>
</table>

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	――――――	――――――
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ――――――		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	――――――	――――――
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ――――――		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2025年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙、計画書のとおり	
	全処理委託量		
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 廃棄物の適正処理を行う為に、委託契約締結時に委託業者、処分場の状況を確認する。最終処分量の削減に努め、他産業と連携し資源循環を促進している。		

<table>
<tr><td rowspan="7"></td><td rowspan="7">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td colspan="2" rowspan="2">別紙、計画書のとおり</td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）
上記の取組みを継続するとともに、建設廃棄物のゼロエミッション化、他産業との連携により効果的な資源リサイクルを促進する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書

2026年度版

鹿島

関東支店　群馬建築工事事務所

■ 目次

PAGE

Ⅰ. 会社概要 ・・・・・ 1

（1）会社名
（2）創業
（3）設立
（4）資本金
（5）従業員数
（6）事業内容
（7）本支店所在地等

Ⅱ. 環境方針 ・・・・・ 2

Ⅲ. 群馬建築工事事務所の概要 ・・・・・ 3

Ⅳ. 計画期間 ・・・・・ 3

Ⅴ. 環境管理推進体制と担当者の役割 ・・・・・ 4

Ⅵ. 地球環境保全と環境創造への取組み
（1）産業廃棄物の種類と排出の抑制及び分別について ・・・・・ 5
（2）建設副産物　管理フロー ・・・・・ 6

Ⅶ. 法令遵守への組織的取り組みの強化 ・・・・・ 7

Ⅷ. 2026年度環境目標 ・・・・・ 8

Ⅰ．会社の概要

（1）	会　社　名	鹿島建設株式会社
(2)	創　　業	天保11年（1840年）
(3)	設　　立	昭和5年（1930年）
(4)	資　本　金	814億円余
(5)	従業員数	8,854名 うち、群馬地区在籍者　約158名
(6)	事業内容	建設事業、開発事業、設計、エンジニアリング事業ほか

(7) 本支店所在地等

本社
〒107-8388
東京都港区元赤坂１－３－１
TEL：03-5544-1111（代表）

関東支店
〒330-0844
埼玉県さいたま市大宮区下町２－１－１　プライムイースト5階
TEL:048-658-7800（代表）

群馬営業所／群馬建築工事事務所
〒371-0024　群馬県前橋市表町2-23-13
TEL:027-223-6262（代表）

環境に関する方針

長期的な環境ビジョンを全社で共有し、環境保全と経済活動が両立する
持続可能な社会の実現を目指す。

1．自らの事業活動はもとより、建造物のライフサイクル全般と
地域環境保全、環境修復事業を対象に、脱炭素、資源循環、自然再興に取組む。

2．上記取組みを支える共通の基盤として

・環境の保全とその持続可能な利用に資する技術開発を推進する。

・事業に関わる有害物質につき自主管理も含め予防的管理を推進する。

・積極的な情報開示を含め、広く社会と連携を図る。

III. 群馬営業所／群馬建築工事事務所の概要

群馬建築工事事務所は鹿島建設関東支店に属し、群馬県・長野県における土木・建築等の建設工事を管轄している。

群馬建築工事事務所の役割としては、管内の工事事務所に対し、品質・安全・環境への取組みを強化していくとともに、企業倫理に基づいたコンプライアンスの徹底を図り、建設業を通じたCSR（企業の社会的責任）を社員一人ひとりの行動としてさらに定着させ、また、群馬県内および長野県における関連法規及び条例の改正などの法的要求事項の収集・調査、それに基づく周知・教育・指導・支援を行い、その展開と実施状況の確認を行っている。

連　　絡　　先

〒371-0024

群馬県前橋市表町2-23-13

鹿島建設株式会社　関東支店　群馬営業所／群馬建築工事事務所

TEL：０２７－２２３－６２６２

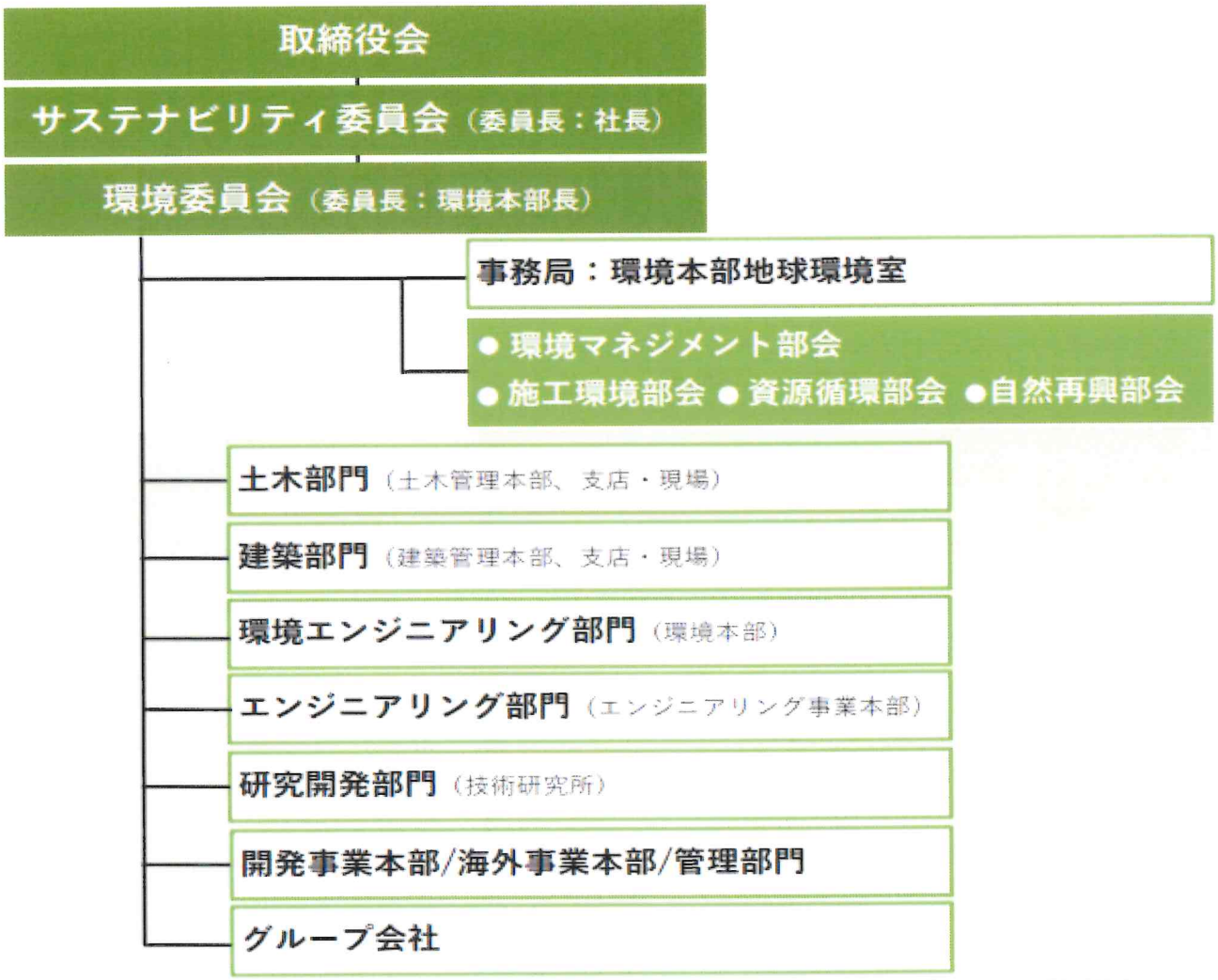
IV. 計画期間

２０２６年４月１日　から　２０２７年３月３１日まで

Ⅴ．環境管理推進体制と担当者の役割

環境管理を適正に推進するために、土木、建築、環境、エンジニアリング、研究開発、開発などの６部門、グループ会社で推進し、部門横断的な課題については環境マネジメント、施工環境、資源循環、事前再興の４つの部会を組織して活動し、「脱炭素」「資源循環」「自然再興」が相互に関連しあっていることも認識し環境保全と経済活動が両立する持続可能な社会を目指す。

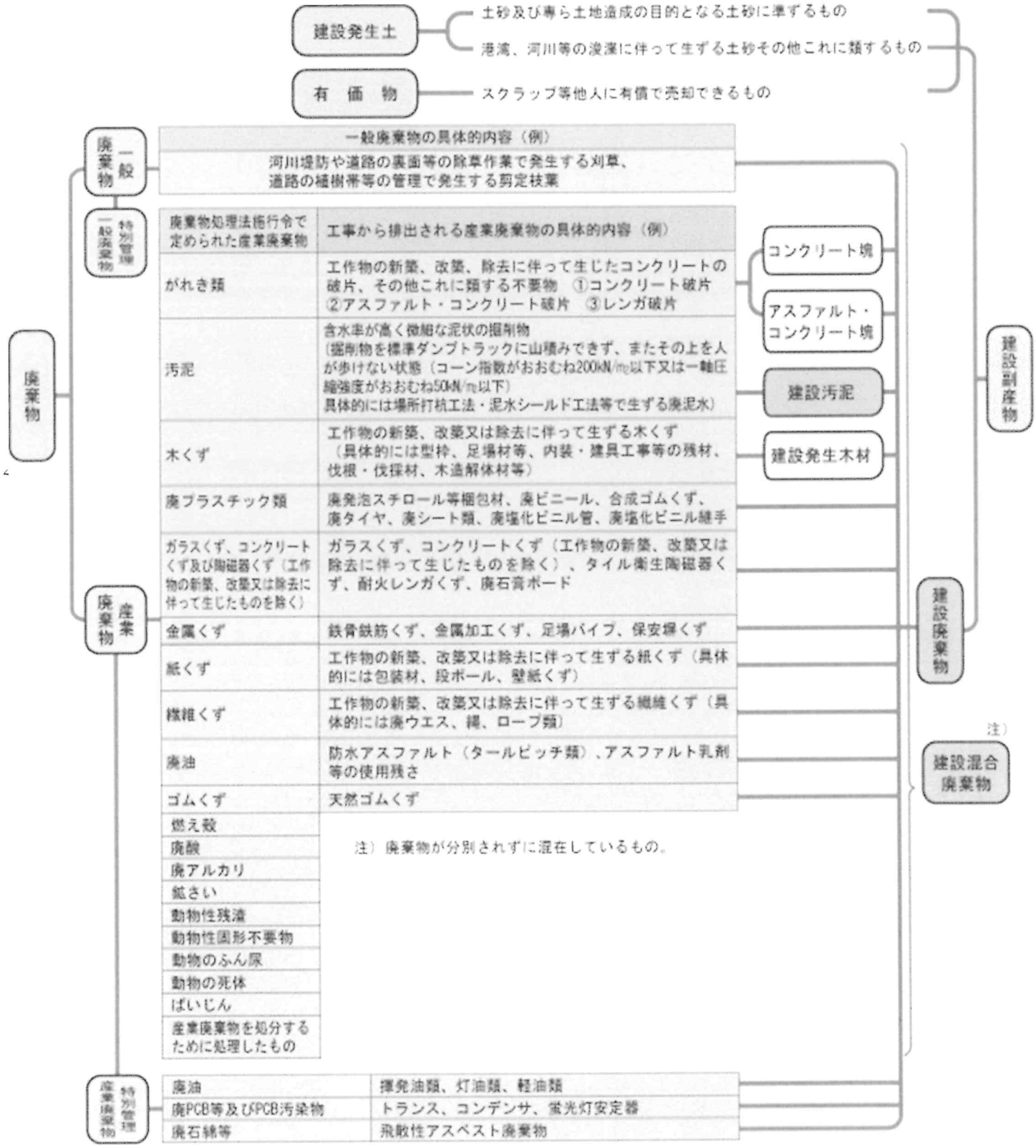
環境管理推進体制



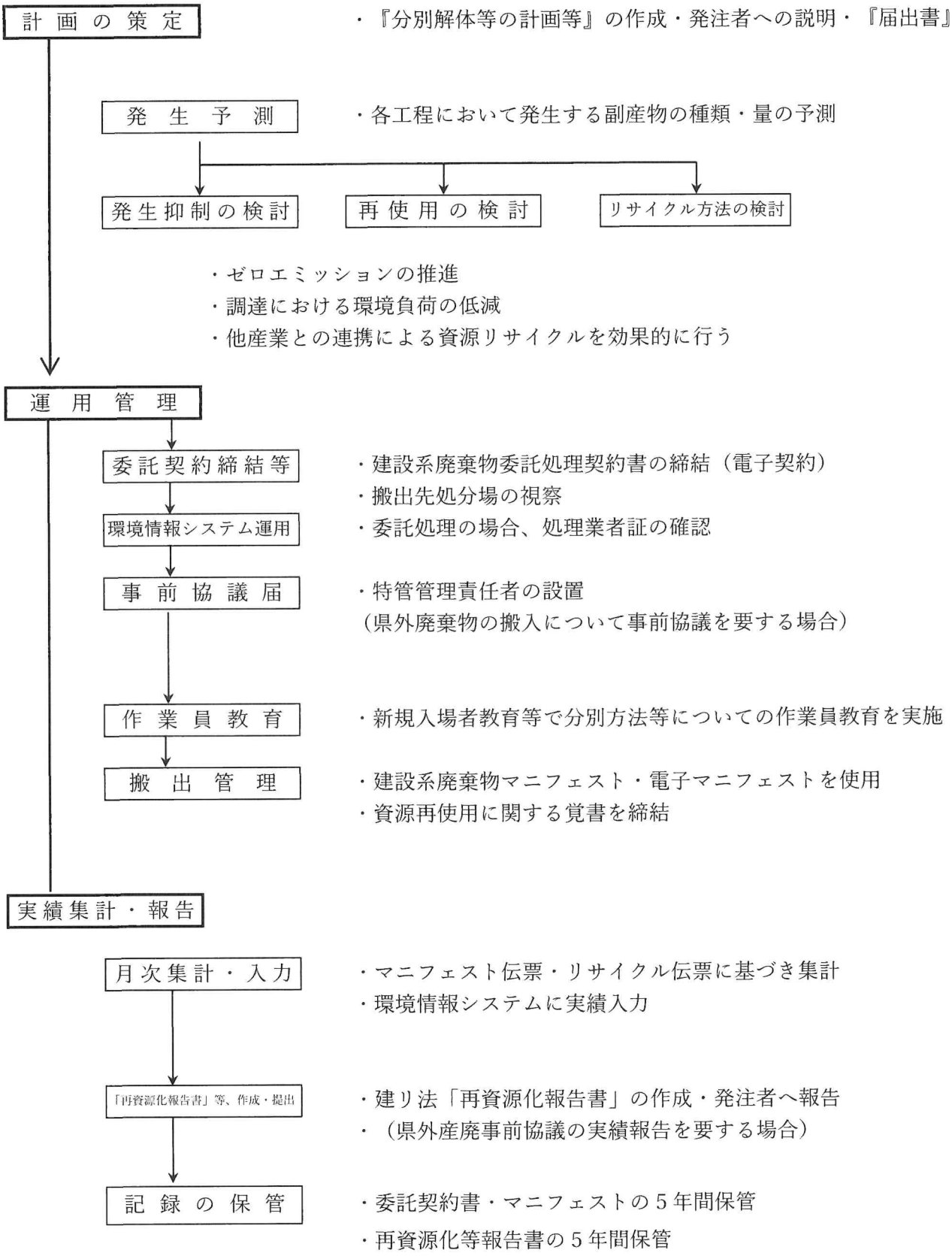
（1） 産業廃棄物の種類と排出の抑制及び分別について

一般的な建設副産物の種類は以下のとおりであるが、当社における

廃棄物の種類や数量については、実施する工事の内容により変動する。



(2) 建設副産物　管理フロー



Ⅶ. 法令遵守への組織的取り組みの強化

廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、建設廃棄物の処理責任は元請業者にあることから、当社が元請となる工事においては、産業廃棄物の適正処理を推進し、関係法令等を遵守する。

1）廃棄物に関連するリスク管の根幹は処理業者の選定にある事から、混合廃棄物・汚泥・廃石綿等の処理施設は支店が認めた指定業者（施設）リストの中から選定する。

残土搬出時、解体工事前の事前調査と事前検討会を実施し、第三者災害、不法投棄の防止を徹底する。

2）マニフェストを適正使用し、収集運搬から処分に至るまで的確に管理する。

3）電子マニフェストを導入することにより、廃棄物処理上のリスク管理を徹底し、マニフェストの紛失や記載不備等を的確に　管理できリスクを低減する。

4）リスク回避のための適正業者への委託が主眼であるが、合わせてリサイクル率の高い業者の活用を促進する。

5）処理費について、排出事業者として適正な対価を負担するという責務を全うするために収集運搬業者・処分業者に直接支払うことを定めている。（労賃払い）

Ⅷ. 2026年度環境目標

活動項目	2026年度環境目標
資源の循環	土木：最終処分率　3%未満 建築：CO2削減、廃棄物の減量500t/年度
脱炭素	・再エネ電力の採用 ・バイオ燃料の使用 ・低炭素コンクリート使用
自然再興	・現場での有害物の適正処理／汚濁水の管理の徹底 ・設計段階での生物多様性等の提案（環境認証等）

資料.1

2026年度　産業廃棄物処理目標値　内訳（群馬県）

（単位：ｔ）

廃棄物の種類	2026年度目標値	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	②+⑧	③+⑨
		排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後再生利用した量	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	自ら再生利用を行った量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量
建設汚泥	800.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
コンクリートがら	480.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
アスコンがら	1,170.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
木くず	30.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
混合廃棄物	70.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
石綿含有産業廃棄物	10.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水銀関連廃棄物	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他有害廃棄物（石膏ﾎﾞｰﾄﾞ[硫素・ｶﾄﾞﾐ含有品]）	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他がれき類	40.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ガラス・陶磁器くず	20.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃プラスチック類	30.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他繊維くず	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属くず（産廃扱い）	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
紙くず（産廃扱い）	10.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃石膏ボード	30.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃油	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃石綿	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	2,690.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

資料.1

2025年度　産業廃棄物処理実績　内訳（群馬県）

（単位：ｔ）

廃棄物の種類	2026年度目標値	① 排出量	② 自ら直接再生利用した量	③ 自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	④ 自ら中間処理した量	⑤ ④のうち熱回収を行った量	⑥ 自ら中間処理した後の残さ量	⑦ 自ら中間処理により減量した量	⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量	⑨ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入した量	⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑪ ⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑫ ⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑬ ⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑭ ⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	②+⑧ 自ら再生利用を行った量	③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量
建設汚泥		996.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	996.2	996.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
コンクリートがら		597.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	597.0	145.2	597.8	0.0	0.0	0.0	0.0
アスコンがら		1466.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,466.3	48.8	1,466.3	0.0	0.0	0.0	0.0
木くず		34.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	34.7	30.7	34.5	0.0	0.0	0.0	0.0
混合廃棄物		85.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	85.8	85.8	63.6	0.0	0.0	0.0	0.0
石綿含有産業廃棄物		7.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.4	7.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水銀関連廃棄物		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他有害廃棄物（石膏ボード［硫素・ホウ素含有品］）		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他がれき類		53.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	53.5	5.5	48.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ガラス・陶磁器くず		25.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.8	25.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃プラスチック類		33.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.9	30.9	16.6	0.0	0.0	0.0	0.0
その他繊維くず		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
金属くず（産廃扱い）		3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1	3.1	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0
紙くず（産廃扱い）		7.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.4	7.4	7.4	0.0	0.0	0.0	0.0
廃石膏ボード		38.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	38.7	38.7	28.7	0.0	0.0	0.0	0.0
廃油		4.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.8	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃石綿		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	0.0	3,354.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3,354.7	1,428.6	2,266.1	0.0	0.0	0.0	0.0